

# 東住吉区民ギャラリー事務取扱内規

東住吉区役所 2 階に設置されている「東住吉区民ギャラリー」の使用許可等に関する事務は、区役所庁舎管理規則（平成 19 年 4 月 1 日施行。以下、規則という。）に基づくこととし、運用上は次の規定により取り扱うものとする。

## 1 区民ギャラリーの目的

区内に在住又は在勤の者で構成され、アマチュアとして活動している団体又はグループに対し、活動の発表の場を提供することで、区民の文化意識の向上とコミュニティづくりに資することとする。

## 2 利用資格

区内に在住又は在勤する者で構成され、アマチュアとして活動している団体又はグループであること。

## 3 展示作品

絵画、書、手芸、写真等の美術作品とする。ただし、次の項目をすべて満たすこと。

- (1) 展示枠内に展示可能なものであること
- (2) 公序良俗に反する恐れがないものであること
- (3) 政治・宗教等の宣伝啓発及び営業を目的とするものでないこと
- (4) 区民ギャラリーの目的に沿うものであること

## 4 使用可能日

区役所開庁日（ただし、休日・祭日の開庁日を除く）

## 5 使用期間

一回の申請において認められる使用期間は、1 週間を単位として 2 週間までとし、準備と後片付けも使用期間に含む。ただし、大阪市又は東住吉区役所の事業に関するものについては、この限りではない。

## 6 使用時間

午前 9 時 00 分から午後 5 時 30 分までとする。ただし、準備と後片付けは、作品等の搬入日及び搬出日の午前 10 時 00 分から午後 5 時 00 分までに行うこととする。

## 7 使用許可の申込み（申請）と受付

東住吉区民ギャラリーの使用許可の申込みは、様式1「東住吉区民ギャラリー使用許可申請書」により、東住吉区役所区民企画課へ申請するものとし、電話によるものは認めない。

申請の受付については、使用日の6ヶ月前の応答日の午前9時30分が受付開始日とする。ただし、大阪市又は東住吉区役所の事業に関するものについては、この限りではない。

## 8 使用許可

申請があれば、規則第8条及び第9条に該当するときは使用を許可せず、または許可を取り消し、もしくは使用を停止があるので、内容を十分聴取・検討のうえ、区民ギャラリーの目的に沿うと認められる場合に限り、使用許可をするとともに利用の制限・順守事項等をよく説明する。

様式2「東住吉区民ギャラリー使用許可通知書」の発行をもって使用の許可とする。

### 附 則

この内規は、平成24年4月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、平成25年1月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、平成25年8月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、平成26年4月1日から実施する。

### 附 則

この内規は、平成28年4月1日から実施する。